





☆婚姻届は必ずしましょう（結婚と届出の関係について  
4月10日）  
「わしらだって新婚じゃよ」

新国民健康保険法施行について

**新国民健康保険法**が本年一月一日から施行されました。新国民健康保険法は昭和十三年に創設され以来二十年の間に一般国民の医療保険としてその使命を、はたしてきた国民健康保険制度を全面的に改正し市町村の国民健康保険実施義務を法定、被保険者資格の明確化保険給付内容の引上と統一、療養担当者制度の改善、国庫負担制度の整備充実診療報酬審査機構の整備等はかつたものであつてすでに発足している昭和三十五年度末を目標とする国民皆保険計画を達成するうえに最も重要な役割をはたすべきでなく将来のわが国の医療保障制度の中核としても非常に重要な意義をもつものであります。

新しい国民健康保険制度のうち基本的な事項についてそのあらましを述べ一般の方々の御理解を得たいと存じます

一、市町村は国民健康保険を行わなければならぬすべての市町村は国民健康保険を行う義務を有することとなりました

一、他の社会保険者の家族（被扶養者）は国民健康保険の被保険者とみなれない他の社会保険制度の被扶養者の二重加入は認められません

一、生活保護法の規定による被保護者となつて三箇月たつた者は原則として国民健康保険の被保険者

資格を失う  
生活保護法の規定による保護  
を受ける者はその保護が医療  
扶助であるとないとにかくわ  
らす被保険者とすることは適  
当でない然しながら保護を受  
けるに至つた者であつてもそ  
の保護を受けるまでは保険税  
を負担していった事情等も考慮  
し保護を受けてその保護を廢  
止されることがなく政令で定  
められた期間(三ヶ月)を経過し  
た場合にはじめて被保険者資  
格を喪失することになります  
一、療養の給付の範囲は他  
の社会保険における療養  
の給付の範囲と同一である  
等他の社会保険制度と同様  
①診察②薬剤または治療  
材料の支給③処置手術そ  
の他の治療④病院または  
診療所への收容  
⑤看護⑥移送と法定され  
ています。  
一、被保険者は療養給付を  
受けようとするときは被  
保険者証を療養取扱機関  
に提出してその療養取扱  
機関について受ける  
看護、移送は医師等の意見を  
きいて保険者が自ら給付する  
ことになるが被保険者が看護  
移送以外の療養の給付を受け  
ようとするときは療養取扱機  
関のうち自分が選定するもの  
に被保険者証を提出してその  
療養取扱機関について受ける  
ことになります

選 挙 別	投 票 率			成績順位
	全 国	本 県	成績順位	
和 28. 4. 19 議院議員総選挙	男	78.3	82.6	
	女	70.4	68.9	30
	計	74.2	75.4	
昭和 28. 4. 24 議院議員通常選挙	男	67.8	71.7	
	女	58.9	55.8	32
	計	63.1	63.3	
昭和 30. 2. 27 議院議員通常選挙	男	79.9	83.4	
	女	72.0	70.1	31
	計	75.9	76.7	

# みんな投票運動の趣旨

—他の社会保険制度と同様  
—疾病または負傷及びこれに  
よつて発した疾病については  
三年間であります

一、被保険者が療養の給付  
を受ける際の一部負担金  
の負担割合は療養の給付  
に要する費用の二分の一  
である

一部負担金の負担割合は二分  
の一であります

(以下次号に掲載)

明選舉會議公協進村浦北推

明公選議協進推進会議場にて開催日3月31日は去る三月三十日役員会議場にて開催され本年四月二十三日に行われる知事、県議

及び六月上旬に行われる参議院議員通常選挙を目標として、「みんな投票運動」推進にて下記のとおり運動方針がきめられた。  
なお当日公明選挙推進協議会の会長に教育長勢司治雄氏が副会長に選挙管理委員長に孟氏がそれぞれ選任された。

選挙別	投票率			
	全国	本県	成績順位	
昭和 28. 4. 19 衆議院議員総選挙	男 女 計	78.3 70.4 74.2	82.6 68.9 75.4	30
昭和 28. 4. 24 参議院議員通常選挙	男 女 計	67.8 58.9 63.1	71.7 55.8 63.3	32
昭和 30. 2. 27 衆議院議員総選挙	男 女 計	79.9 72.0 75.8	83.4 70.1 76.4	31
昭和 30. 4. 23 県議会議員一般選挙	男 女 計	79.0 75.5 77.2	84.7 75.4 79.8	30
昭和 31. 7. 8 参議院議員通常選挙	男 女 計	66.8 57.7 62.1	65.6 46.1 55.8	39
昭和 33. 5. 22 衆議院議員総選挙	男 女 計	79.7 74.4 76.9	82.6 69.7 75.8	35

(参考) 最近の投票率全国と県との比較

●あなたの一票明るい郷土

八%で県全体の投票率七九、八%に及ばなかつた。  
今度は他の市町村に負けないよう必ず投票いたしましょう

●あなたの一票明るい郷土！

# 豚コレラを防ぎましょう

作年七月より発生した、豚コレラは、茨城県下で、四八〇〇余頭あり養豚農家に多大の損害を、与えました。

豚コレラの病毒は乾燥には非常に強く、柱やまわりの板等にこびりついているものは二年、生きているといわれラは、茨城県下で、四八〇〇余頭あり養豚農家に多大の損害を、与えました。

本年も発生期に近づいてきましたので、現在予防注射を実施しております。

この病気は顕微鏡で見る事の出来ない程小さいヴィルス(微生物)に依つて起るもので病豚の肉、血液は勿論糞尿等にも濃厚に排泄され一滴の尿で、数百頭の豚を发病させる程の力があります。ですから肉なども正規の検査を受けたもの以外は全く危険です。

レチリクランに依る子の死は、注射以外にはありませぬ。注射後免疫の出来る迄は、約三週間かかりますので附近に発生してからでは既に手遅で常に免疫の状態にして置く事が必要な要です、免疫力は非常に強いのですが、その持続期間は、六ヶ月といつてあります、注射だけにして置けばよいわけではありません、この注射の免疫力を更に強くさせたためには、豚舎を清潔

は怠り勝てずから浅い  
に、藁か、麻袋を入れ  
毒薬を滲み込ませ、踏  
消毒をして下さい  
消毒薬は3%のクレゾ  
ルが、最適です  
豚舎の消毒はオ一日目  
三と五%のクレゾールで  
撒布し二日目に熱湯でや  
壁の乾燥した、糞等汚  
れを洗落しますその後  
又、三と五%のクレゾ  
ルを撒布します、床が  
土間の場合はクロール  
灰、生石灰等を撒布し

箱消込一にに柱の後・右二石

たら直ちに歓医さんに診て  
もらいましょう。

広範囲の豚コレラの病毒が浸  
滲していると考えられますので、  
今年は以上の事を守り村  
から一頭も豚コレラを出さな  
いようにお互に注意し、皆さ  
んの貴重な財産である豚を、  
守るためにご協力を願います。

◎豚コレラの予防注射は必ず  
受けましょう

◎仔豚は豚コレラの注射を受  
けてから販売いたしましょ

○度から四二度の高熱を発し後駆の麻痺を起し、病後七日と十日四位で死んでしまします、時には慢性の経過を持つたものは三十日位で死ぬようですが、このようなものは稀です、病毒に感染して潜伏期間があるといわれています

し寄生虫の駆除を行ひ、  
養をよくしてやること  
大切です

② 次に消毒です

この病毒は非常に強い  
で消毒だけに頼ること  
かえつて危険です、  
豚舎の天井、囲の板等  
こびりついている糞尿  
必ず消毒薬で洗落して  
く事と、外部より病毒  
持込まぬことです、そ  
ためには、豚舎の囲に、  
さくをめぐらし入口に  
手足を消毒する施設を  
けて消毒してから豚の  
話を下さる足の消

（三日おいて、堀起し更に撒布します。堆肥はクローク石灰をよく撒布し酸酵させると、よいでしょう。

五、防疫事業

豚コレラは豚の病氣の中でも最も恐しいものであるため家畜伝染病予防法に基いて国の補助により全国同一の方法で予防事業を行つております。予防注射は希望の有無にかゝわらず、家畜の感染病予防法によつて受けなければなりません。

六、異常豚の早期発見

少しでも疑わしく豚が出来

誘いあわせ 投票の奨励

○○○○○○○○  
映画会、幻燈会の開催  
懸垂幕、横断幕、立看板  
チラシ等の配布  
広報紙、回覧等の活用  
宣伝カーによる呼びかけ  
花火の打揚げ  
不在者投票方法の周知徹

近隣の者を誘つてゆくように撰  
底 ポスター等の掲出

事業名	事業内容	事業内容	事業内容
村内の事業所に対する呼びかけ	村内の会社、銀行、工場、官庁、団体の事務所の長に対し棄権防止について協力を依頼する	小中学校の協力	小中学校長に依頼し、教師から生徒に対し、朝礼又は授業の時間に投票日には必ず父母・兄姉が進んで投票するようになって貰う。又習字の時間には「子供のためには必ず投票」というようなものを書かせて村内に掲示する。
投票所内のふんい氣緩和	投票所立会人に生花を飾る	○○	投票所立会人中に一人は必ず婦人を入れる
メガホン隊	青年団員による部落別のメガホン隊を組織して投票当日大人に呼びかけてもらう。		